（様式２）

共同体協定書

（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）とは、真岡市総合運動公園の指定管理者として応募するにあたり、当施設の管理運営に関する業務について、次のとおり「　　　　　共同体協定書」（ 以下「協定書」という）を締結する。

（目的）

第１条　本協定書は、真岡市総合運動公園の指定管理者として応募する甲、乙が行う当該施設の管理運営業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条 当共同体は、　　　　　　　共同体（以下「共同体」という）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第３条　当共同体の構成員は次のとおりとする。

甲　住所

名称

乙　住所

名称

（代表団体）

第４条　当共同体の代表団体は　　　　　　　とし、当該指定管理者業務運営上の最終責任を負う。

（事務所の所在地）

第５条　当共同体の事務所は、　　　　　　　　　　に置く。

（業務分担）

第６条　甲及び乙は、指定管理者の業務について、下記の業務分担により責任をもって業務を遂行するとともに、相互に支援・協力を行うものとする。

甲の担当業務

乙の担当業務

（指定管理料）

第７条　甲は、指定管理者の代表として、真岡市から指定管理料を受けるものとし、受領後、乙へ本協定書第８条で定める割合に見合う額を支払うものとする。

（指定管理料の受領割合等）

第８条　甲及び乙が受領する指定管理料の受領割合は次のとおりとする。

甲　　　％

乙　　　％

（事業年度及び決算）

第９条　当共同体の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日までとし、事業年度末に決算を行い決算書を作成する。

（欠損金の負担の割合）

第１０条　前条の規定による決算の結果、欠損が生じた場合、甲及び乙は本協定書８条の割合によって、欠損を負担する。

（協定書に定めのない事項）

第１１条　本協定書に定めない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

上記のとおり　　　　　　　共同体協定書を締結したことの証拠として、この協定書正本２通及び副本１通を作成し、各甲及び乙が記名押印の上、正本については甲及び乙各自が所持し、副本については真岡市教育委員会に提出する。

令和 年 月 日

共同体

甲 代表者 住　所

名　称

　代表者

乙　構成者 住　所

名　称

代表者